

只木ゼミ前期第8問検察反対尋問レジュメ

文責:4班

1. 「法益同価値の場合違法性を阻却することを論理的に説明できない以上、法益同価値の場合には責任を阻却すると解すべき」(弁護レジュメ1頁32行目)とあるが、なぜ違法性阻却を説明できないなら責任阻却になると解されるのか。
2. 丙1説において、原則として違法性阻却事由としている緊急避難が法益同価値の場合には責任阻却事由になるという根拠は何か。
3. 弁護側は「緊急の事態にあったとしても、要保護性に欠けない完全な保護に値する生命が適法に奪われることを認めるべきでなく」(弁護レジュメ1頁30行目)としつつ、避難行為の相当性判断では事前判断説に立っている(弁護レジュメ3頁2行目以下)。緊急避難が違法性を有するかどうかを判断するには、法益が同価値かどうかを踏まえる点で、結果を加味せざるを得ないのに対し、行為の相当性判断については結果を加味しないというのは整合性に欠けるのではないか。